

奨学資金

全額免除 最大108万円補助

井原市は、ふるさと井原で夢や希望を
実現しようとする学生を応援します

① 奨学資金貸付金《無利子》

 [井原市奨学資金を借りる方はこちら](#)

貸付金額：高等学校またはこれに相当する学校 月額 10,000円以内
大学またはこれに相当する学校 月額 50,000円以内

貸付対象：井原市に住所を有する人で、大学等に在学する人等
※世帯収入・学力基準あり

貸付金の返還：学校卒業後満1か年を経過した翌月から貸付を受けた月数の3倍に
相当する期間中に、貸付を受けた金額を月賦、半年賦、年賦で返還

返還の特例：大学またはこれに相当する学校を卒業後、返還期間満了まで井原市に住所を有する
か、市内の事業所等に勤務するときは、奨学資金の全額を免除。
※返還開始前に手続きが必要です。



▲詳細はこちら

② 奨学金返還支援補助金

 [日本学生支援機構の第一種奨学金を借りる方はこちら](#)

補助金額：月賦返還額(上限15,000円)×12か月(最長72か月・最大108万円)

補助対象：奨学金返還予定者登録をしている人で、卒業後の要件(裏面②一⑤)
を満たす人

※日本学生支援機構に正式な奨学金借入の申込みを行う前に手続きが必要です。



▲詳細はこちら

※富士奨学基金(富士ベークライト(株)からのご寄附による基金)を活用し、令和5年度から両制度を拡充しております。

井原市教育委員会 教育総務課

Tel (0866) 62-9531 (平日 8時30分から17時15分) Mail ksoumu@city.ibara.lg.jp



ひとづくりのまち井原

①井原市奨学資金貸付金 《無利子》

井原市奨学資金貸付金を借りて大学等で修業し、卒業後、返還期間満了まで井原市に定住、または市内の事業所などに勤務した場合、返還金額を全額免除します。

①奨学資金の借受申請

☆高等学校や大学等に進学後、5月末日までに必要書類を添えて「井原市奨学資金借入申請書」を市へ提出して下さい。

②奨学資金借受者の選考・通知

☆市が世帯収入や学力などにより審査し、資金借受者の採用や金額を決定します。

③井原市から奨学資金を借り受けながら、大学等で修学

☆在学中には、在学証明書等の定期的な提出や住所等異動があった場合の届出が必要です。

④奨学資金の返還

☆学校卒業後満1か年を経過した翌月から、借り受けた月数の3倍に相当する期間中に、年払いなどで返還していただきます。
☆返還の特例：奨学資金を借り受けた方が、大学またはこれに相当する学校を卒業後、返還期間満了まで井原市に定住もしくは市内の事業所等に勤務している場合、お申し出により借り受けた奨学資金の全額の返還を免除します。



②井原市奨学金返還支援補助金

日本学生支援機構の第一種奨学金を借りて大学等で修業し、卒業後、井原市に定住などを行っている方に奨学金の返還金額の一部を補助します。

①奨学金返還予定者の登録

☆日本学生支援機構の第一種奨学金を12か月以上の期間、借りて大学等で修業し、卒業後に井原市に定住し、常用雇用者（正規職員等）として就業しようと考えている場合は、市へ登録の手続きをして下さい。
☆日本学生支援機構に正式な奨学金借入の申込みを行う前に手続きが必要です。

②大学等で日本学生支援機構奨学金の借受申請

☆奨学金返還予定者の登録だけでは、奨学金を借りることはできません。必ず、進学先の大学等で奨学金借入に必要な手続きをして下さい。

③日本学生支援機構から第一種奨学金を借り受けながら、大学等で修学

☆住所や卒業予定日など変更があった場合は、市へ変更の届出が必要です。

④常用雇用者として就業した届出（補助金交付対象候補者認定申請）

☆学校卒業後、常用雇用者（正規職員、個人事業主等）として就業した場合は、市へ必要書類を添えて届出をして下さい。

⑤補助金の交付申請

☆下記の（1）～（5）の全ての条件を満たす場合に市へ補助金の交付申請をして下さい。
☆補助金の交付申請をする時期は、奨学金の返還開始月から12か月、24か月、36か月、48か月、60か月、72か月経過した翌月にそれぞれ申請して下さい。
☆補助金額は、日本学生支援機構が定める返還金の月賦で返済する場合の額（上限：15,000円）の72か月分を1年目～6年目の6回に分けて補助します。（ただし、奨学金の返還を開始した最初の72か月分に限りです。）
（1）大学等を卒業し、奨学金返還開始月までに市内に居住しており、引き続き補助金の交付を申請する日まで定住し、かつ、補助金の交付を申請する日以前の1年間において、その期間の1/2以上の期間、常用雇用者として就業していること。
（2）奨学金の返還に滞納がないこと。
（3）他団体から重複して奨学金の返還支援を受けていないこと。
（4）市税等の滞納がないこと。
（5）暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者でないこと。

⑥補助金交付の可否の決定

☆市が申請内容等を審査し、補助金交付の可否を決定します。

